

# 審査基準

平成19年8月8日作成

法令名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根拠条項	第59条第10項
処分の概要	運搬証明書の再交付
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法令の定め	核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第6条(運搬証明書の再交付)
審査基準	
標準処理期間	2日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係
問い合わせ先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 ☎ 045-211-1212 内線3024、3034
備考	